## 個人型年金規約の一部を変更する規約

平成22年1月22日　国民年金基金連合会　理事長　松本　省藏

個人型年金規約の一部を次のように変更する。

別表第１号の登録番号10（㈱伊予銀行）の項中

【再委託する運営管理業務等　再委託先運営管理機関等の名称、住所】欄に

「・運用の方法に関する情報の提供
（但し、電磁的方法によるものに限る）
・加入者等の届出の受理に関する事務　　を追加する。
東京海上日動火災保険㈱
東京都千代田区丸の内１－２－１　　」

附　則

この規約は、平成22年１月４日から施行する。

## 全国健康保険協会定款の一部変更について

全国健康保険協会定款の一部を次のとおり変更する。

平成21年12月28日　全国健康保険協会理事長　小林　　剛

第２条中「健康保険事業」の次に「及び船員保険の被保険者（以下「船保被保険者」という。）に係る船員保険事業」を加え、「被保険者等」を「加入者」に改める。

第４条第１項第２号中「５名以内」を「６名以内」に改める。

第17条中「健康保険事業」の次に「又は船員保険事業」を加える。

第21条第１項第２号中「変更」の次に「（第45条第２項ただし書に規定するものを除く。）」を加える。

第27条中「健康保険事業」の次に「又は船員保険事業」を加える。

第５章の章名を次のとおり改める。

第５章　健康保険業務

第33条第１項中「第２条の」の次に「健康保険事業の」を加え、「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、同条第２項中「業務のほか」の次に「、健康保険の被保険者に関して」を加える。

第34条及び第36条（見出しを含む。）中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第６章の章名を次のとおり改める。

第６章　健康保険料率

第54条を第69条とする。

第53条中「被保険者等」を「加入者」とし、同条を第68条とする。

第８章を第11章とする。

第７章中第52条を第66条とし、第42条から第51条まで14条ずつ繰り下げる。

第７章に次の１条を加える。

（区分経理）

第67条　協会は、船員保険事業に関する業務に係る経理については、その他の業務に係る経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

第７章を第10章とする。

第６章の次に次の３章を加える。

第７章　船員保険協議会

（船員保険協議会）

第42条　船保被保険者を使用する船舶所有者（以下「船舶所有者」という。）及び船保被保険者の意見を反映させ、船員保険事業の円滑な運営を図るため、協会に船員保険協議会を置く。

（船員保険協議会の委員）

第43条　船員保険協議会の委員（以下「協議会委員」という。）は、12名以内とする。

２　協議会委員は、船舶所有者、船保被保険者（その意見を代表する者を含む。）及び船員保険事業の円滑かつ適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

（協議会委員の任期）

第44条　協議会委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の協議会委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　協議会委員は、再任されることができる。

（船員保険協議会の職務）

第45条　理事長は、次に掲げる事項の立案をしようとするときは、あらかじめ、船員保険協議会の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。

⑴　定款（船員保険事業に係る部分に限る。）の変更

⑵　運営規則（船員保険事業に係る部分に限る。）の変更

⑶　協会の毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算（船員保険事業に係る部分に限る。）

⑷　協会の重要な財産の処分又は重大な債務の負担（船員保険事業に係るものに限る。）

⑸　その他船員保険事業に関する重要事項

２　理事長は、前項各号に掲げる事項については、運営委員会の議を経なければならない。ただし、前項第２号の運営規則の変更のうち軽微なものについては、理事長は、運営委員会の議を経ないで行うことができる。

３　第１項各号に規定する事項のほか、船員保険協議会は、船員保険事業に関し、理事長の諮問に応じ、又は必要と認める事項について、理事長に建議することができる。

（定足数）

第46条　船員保険協議会は、協議会委員の総数の３分の２又は第43条第２項に掲げる協議会委員の各１人以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

（準用）

第47条　船員保険協議会の運営については、第22条、第23条、第25条から第27条までの規定を準用する。

第８章　船員保険業務

（船員保険業務）

第48条　協会は、第５章に定めるもののほか、第２条の船員保険事業の目的を達成するため、次の業務を行う。

⑴　船員保険法（昭和14年法律第73号。以下「船保法」という。）第４章の規定による保険給付に関する業務

⑵　船保法第５章の規定による保健事業及び福祉事業に関する業務

⑶　前２号に掲げる業務のほか、船員保険事業に関する業務であって船保法第４条第２項の規定により厚生労働大臣が行う業務以外のもの

⑷　前３号に掲げる業務に附帯する業務

２　協会は、前項各号に掲げる業務のほか、船保被保険者に関して、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等及び同法の規定による後期高齢者支援金等並びに介護保険法の規定による納付金の納付に関する業務を行う。

（広報及び保険料の納付の勧奨等）

第49条　協会は、船員保険事業の円滑な運営が図られるよう、当該事業の意義及び内容に関する広報を実施するとともに、保険料の納付の勧奨その他厚生労働大臣の行う保険料の徴収に係る業務に対する適切な協力を行うものとする。

（協会による保険料の徴収）

第50条　協会は、船保法第135条の規定に基づき、滞納者に係る保険料の徴収を行うことができる。

（厚生労働大臣との連携）

第51条　協会は、船員保険事業が、適正かつ円滑に行われるよう、厚生労働大臣との間で必要な情報交換を行う等、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。